平成２４年（フ）第１８１０号
北海道恵庭市駒場町１丁目11番８号　林方
債務者　村木　政行
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１９号
札幌市南区澄川２条３丁目４番20号　シャトル澄川２階７号
債務者　梨本　優子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３７号
札幌市中央区北１条西26丁目１番６―401号
債務者　國塚　立知
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
岩手県九戸郡野田村大字野田第32地割38番地１
債務者　外舘やつ子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第５８７号
仙台市若林区南小泉３丁目18番１―303号、従前の住所仙台市若林区荒浜字石場３番地
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
仙台市若林区南小泉３丁目18番１―303号、従前の住所仙台市若林区荒浜字石場３番地
債務者　阿部　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
山形県酒田市北新橋２丁目９番地の21
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２９６号
茨城県常陸太田市三才町164番地の４
債務者　川崎　宏明
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９７号
茨城県常陸太田市三才町164番地の４
債務者　川崎　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
茨城県水戸市元吉田町2122番地、前住所茨城県水戸市元吉田町2311番地の８
債務者　照山キクヱ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３１４号
茨城県水戸市元吉田町2131番地の６　ハピネスＣ棟202号
債務者　小泉　一樹
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３１６号
茨城県ひたちなか市大字市毛890番地58桜花荘103号
債務者　福富　幸司
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２４号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2911番地グリーンヒルズＣ102
債務者　大野　三雄
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３１号
茨城県桜川市西小塙1811番地１
債務者　雨谷のぶ子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３５号
茨城県水戸市元吉田町1463番地の４　プレジデント住谷105号
債務者　桐原　理恵
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４２号
茨城県常陸大宮市八田2315番地の５
債務者　柏　　正則
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５１号
茨城県那珂郡東海村大字須和間174番地98緑ケ丘団地９―４
債務者　小菅　瑞穂（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
水戸地方裁判所